

農業委員会総会議事録

第6回農業委員会

1. 開会日時 平成26年9月26日(木) 午前 9時30分

2. 閉会日時 平成26年9月26日(木) 午前10時30分

3. 場 所 豊山町役場 2階 会議室1

4. 出席者

委員(全16人中13人出席)

出席者	1番 柴田勝美	9番 河村初男
	2番 林 勝己	10番 河村秋雄
	3番 岡島長利	11番 坪井 茂
	4番 石黒隆夫	12番 尾野康雄
	6番 稲垣信義	15番 河村活敏
	7番 坪井邦夫	16番 安藤丁士
	8番 丹羽明生	

欠席者	5番 安藤修一	14番 坪井弘美
	13番 安藤茂市	

事務局 2名

事務局長 蟹江 建設課長

事務局員 霜越 主事

5. 会議日程

- ① 開 会
- ② 会長挨拶
- ③ 議事録署名者選出
- ④ 報告事項

(1) 農地法第3条届出受理状況について

(2) 農地法第4条届出受理状況について

(3) 農地法第5条届出受理状況について

⑤ 依頼事項その他

(1) 農家台帳の調整について

6. 配布資料

① 資料1 農地法第3条関係 (届出)

② 資料2 農地法第4条関係 (届出)

③ 資料3 農地法第5条関係 (届出)

④ 資料4 農地法について

⑤ 資料5 農地基本台帳の取りまとめについて

7. 議事内容

【開会】

事務局長

本日はご多忙にも関わらず、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので只今より平成26年度第6回豊山町農業委員会総会を開催いたします。資料は事前に郵送したものの以外に、「農地基本台帳の取りまとめについて」、「農地基本台帳の記載例台帳の耕作について」の依頼文、それと選挙委員だけですが、大きな封筒を配付しています。中身については、後ほど担当から説明します。他の委員の方より依頼のありました「第5回農業委員会議事録のホームページ用」のもの、「総合計画の農業部分抜粋」のもの、「マスタープランの農業部分抜粋」のものがありますのでこちらもご確認ください。それでは始めに、会長よりご挨拶申し上げます。

【あいさつ】

安藤会長

皆様おはようございます。台風も途中で熱帯低気圧に変わり、こ

の辺もあまり被害はなかったようでなによりかと思えます。今朝田んぼを見て回りましたところ、太めの稲は倒れ気味で、このままいけば秋の実りは十分だろうと感じています。本日は資料も多く大変かと思えますが、よろしくお願ひします。

【出席人数確認】

本日の欠席者は安藤修一委員、坪井弘美委員、安藤茂市委員となっています。その他の方は全員出席ということで、定足数に達していますので只今より農業委員会総会を開催します。

【議事録署名者指名】

本日の議事録署名委員は、7番の坪井邦夫委員と8番の丹羽明生委員でよろしくお願ひします。

【議案】

本日の内容としては、報告事項が3件と依頼事項その他となっています。

それでは農地法3条・4条・5条の受理状況について事務局の説明を求めます。

事務局員

はい、3条・4条・5条の届出についてご説明します。

まず始めに3条届出です。3条届出は、相続等による農地の権利移動の届出です。

～資料1 農地法第3条届出受理状況朗読～

続いて、4条の届出について説明します。4条届出は、市街化区域内の権利移動を伴わない転用の届出です。

～資料2 農地法第4条届出受理状況朗読～

続いて、5条の届出について説明します。5条届出は、市街化区域内の権利移動を伴う転用の届出です。

～資料3 農地法第5条届出受理状況朗読～

以上で、3条・4条・5条届出受理状況の説明を終わります。

安藤会長

農地法第3条・4条・5条の届出受理状況についての説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言を求めます。

A委員

今回届出のあった5条ですが、以前から家が建っていたということでもいいですか。

事務局員

はいそうです。

A委員

なぜ今頃この話が出て来たのですか。

事務局長

改築や建て直しをされるからではないかと思えます。

A委員

地目が畑になっているのはなぜですか。

事務局長

家を建てる時に、地目が畑であることに気がついて慌てて届出をされたのではないかと思えます。

A 委員

そういう場合は始末書を提出すれば済むのですか。

事務局長

市街化区域内ですので、届出だけで元々済む場所ということもあります。

A 委員

こういうものを届け出る場合は謄本か何かで届け出るのですか。

事務局長

農地転用が終わっていても登記がされていないということもたまにあります。そういうものがこちら側の台帳上で発見できれば、以前届出がされておりますので再届けをお願いしています。しかし、年月が経ち過ぎてしまっていると、本当は農地転用がされているかもしれませんが、こちら側としまして、その書類等の記録がありませんので、一般的な届出をしてもらうという形になっています。

A 委員

現況は宅地で登記が畑だが、固定資産の関係はどうなりますか。

事務局長

税は現況課税なので、宅地課税されているはずです。

安藤会長

他にご意見等ありませんか。

ないようですので、農地法 3 条・4 条・5 条の届出受理状況についての報告を終了します。

【依頼事項】

安藤会長

続いて、依頼事項の農地基本台帳の調整について事務局から説明を求めます。

事務局

まず、選挙委員さんだけが、配付しました封筒の中身の確認をお願いします。各地区の委員さんに分担していただく地区の「農地基本台帳一覧表」、「農地基本台帳」、「農地基本台帳の耕作状況についての依頼文」、「記載例」、「台帳白紙」を入れた大きな封筒に入ったものを配付させていただいています。

～資料5に基づいて、「農地基本台帳の調整について」説明～

以上で説明を終わります。

安藤会長

依頼事項の説明が終わりました。ここで質疑・意見のある方は発言してください。

B委員

農家基本台帳一覧表はどのように使えばいいですか。

事務局

一覧表は渡す際のチェック表としてご利用ください。

B委員

一覧表は返さないといけないですか。

事務局

一覧表については返す必要はありません。

B 委員

何も変更がないという場合は押印してもらえばいいですか。

事務局

はい、その通りです。

B 委員

訂正がある場合はどうしたらいいですか。

事務局

消えないようにボールペン等を使用して事務局にもわかるよう該当箇所を訂正してください。

C 委員

提出期限はいつですか。次の農業委員会に持ってこればいいですか。

事務局

はい、そのようにお願いします。次の農業委員会より前に持ってきていただいても結構です。

安藤会長

他にご意見等ないようですので、これで依頼事項について終了します。

【閉会】

以上で、本日の農業委員会総会の全ての日程を終えましたので、これで終了とさせていただきます。

事務局からその他について、何かありますか。

(午前 10 時 30 分終了)

【その他】

(1) 次回の会議について、以下のとおり案内。

日時：平成26年10月16日（木）午前9時30分開始

場所：役場2階 会議室1

資料：10月2日ころ郵送予定

(2) 個人情報を含む資料については、事務局でシュレッダー処理して廃棄する旨案内。